

(様式3 公表の表紙)

つくば市附属機関の委員及び懇談会等の構成員の市民募集
並びに委員等候補者の登録に関する要綱（案）
パブリックコメント手続の実施について

平成30年2月

つくば市政策イノベーション部企画経営課

案件名	つくば市附属機関の委員及び懇談会等の構成員の市民募集並びに委員等候補者の登録に関する要綱(案)
募集期間	平成30年2月2日 ~ 平成30年3月5日
担当課	政策イノベーション部企画経営課
問合せ	TEL 029-883-1111 (内線)5242

■ 意見募集の趣旨

審議会等において、市民委員の適切な選考の実施を図るため、市民委員の選任基準、方法及びその他必要事項を定めた要綱を策定いたします。つきましては、要綱案を公表しますので、市民の皆さんの意見をお寄せください。

■ 資料

- ・ つくば市附属機関の委員及び懇談会等の構成員の市民募集並びに委員等候補者の登録に関する要綱（案）
- ・ つくば市附属機関の委員及び懇談会等の構成員の市民募集並びに委員等候補者の登録に関する要綱（案）の背景・経緯等

■ 提出方法

- 直接持参
 - ・ 企画経営課（5階）
 - ・ 各窓口センター
 - ・ 各地域交流センター
 ※施設閉庁日を除く
- 郵便
 - 〒305-8555
 - つくば市研究学園一丁目1番地1
 - つくば市政策イノベーション部企画経営課
- ファクシミリ 029-828-4708
- 電子メール pln010@city.tsukuba.lg.jp
- ホームページの電子申請・届出サービス

※ 意見の提出については、「(様式3の3)パブリックコメント意見提出様式」やホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。

必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所（法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地）を明記の上、御意見を提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・ パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。提出された意見を十分考慮した上で、「つくば市附属機関の委員及び懇談会等の構成員の市民募集並びに委員等候補者の登録に関する要綱」の最終決定を行います。
- ・ 提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表いたします。個人情報等の取り扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報（つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報）については、公表しません。
- ・ 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所

- 公表時期 平成30年3月ごろを予定しています。
- 公表場所 市ホームページ、企画経営課、
 情報コーナー（庁舎1階）、
 各窓口センター、各地域交流センター

つくば市附属機関の委員及び懇談会等の構成員の市民募集並びに委員等候補者の登録に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、附属機関の委員及び懇談会等の構成員（以下「委員等」という。）の一部を市民から募集すること並びに委員等の候補者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関であって、当該附属機関の設置に係る法律又は条例に委員の一部を市民のうちから任命する旨が規定されているものをいう。
- (2) 懇談会等 市民、有識者等のうち執行機関が選任した者から意見、知見等を聴取し、市政運営の参考とすることを主な目的として開催する懇談会、懇話会、検討会、研究会その他市政運営上の会議であって、当該会議の開催に係る要綱その他の規程に構成員の一部を市民のうちから選任する旨が規定されているものをいう。

（委員等の任命又は選任）

第3条 市長その他の執行機関は、委員等を任命し、又は選任するときは、市民（市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。以下同じ。）のうちから募集し、又は委員等の候補者として登録された者の中から選考することにより行うものとする。

（委員等の募集）

第4条 市長その他の執行機関は、市民のうちから募集をして委員等を任命し、又は選任する場合は、広報つくば及び市のホームページに次に掲げる事項を掲載し、おおむ

ね2週間以上の応募期間を設けて委員等を募集するものとする。

- (1) 附属機関又は懇談会等の名称, 目的及び内容
- (2) 委員等の役割
- (3) 任期又は開催期間及び報酬又は謝礼
- (4) 会議の開催予定回数及び時期
- (5) 委員等の募集人数, 応募資格, 応募方法及び応募期間
- (6) 委員等の選考方法
- (7) その他委員等の募集に関し必要と認める事項

2 前項の規定により募集する場合は, 附属機関又は懇談会等の庶務を担当する部署の長(以下「庶務担当部署の長」という。)は, あらかじめ附属機関の設置又は懇談会等の開催の目的に応じて応募資格を定め, 並びに募集要項及び選考基準を作成しなければならない。

3 第1項の規定により募集した場合は, 庶務担当部署の長は, 同項の規定により任命し, 又は選任するための選考委員会を設置しなければならない。

4 第1項第6号に規定する委員等の選考方法は, 応募書類若しくは小論文の審査又は面接とする。

(委員等候補者の登録)

第5条 市長は, 2年ごとに住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者で当該年の4月1日現在において18歳以上のものの中から無作為に抽出した者に, 委員等の役割等を記した通知を送付し, 委員等の候補者として登録することに同意した者の名簿を作成するものとする。

(市民委員の委員等に占める割合)

第6条 この要綱により市民のうちから募集して委員等に任命し, 又は選任する者(以下「市民委員」という。)の委員等に占める割合は, おおむね3割を目途とする。ただし, これにより難しい場合は, この限りでない。

(委員等の選考方法の選択)

第7条 庶務担当部署の長は、第4条の規定による委員等の市民募集をするか、又は第5条の規定による委員等の候補者として登録された者のうちから任命又は選任をするかのいずれかを選択して委員等の選考を行うものとする。

2 庶務担当部署の長は、前項の規定によりいずれかの方法を選択したときは、市民委員選考実施報告書（様式第1号）により選考方法の内容を速やかに政策イノベーション部企画経営課長に報告するものとする。

（委員等の選任等留意事項）

第8条 市長その他の執行機関は、市民のうちから委員等を任命し、又は選任するときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) つくば市職員及びつくば市議会議員は任命し、又は選任しないこと。

(2) 同一の附属機関又は懇談会等で再任する場合は、連続する2期又は2か年度までとすること。

(3) 他の附属機関又は懇談会等の委員等（市民委員に限る。）を併任する場合は、2つまでとすること。

（市民委員への事前説明）

第9条 庶務担当部署の長は、附属機関の会議又は懇談会等を開催する前までに当該会議のスケジュール、目的、内容等について市民委員に対して説明を行うものとする。

（委員等の再募集）

第10条 市長その他の執行機関は、第4条の規定により委員等の市民募集をしたにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による委員等の市民募集又は第5条の規定による委員等の候補者として登録された者のうちから任命又は選任を行うものとする。ただし、第4条の規定により委員等の市民募集をする場合で広報つくばに掲載する時間的余裕がないときは、広報つくばへの掲載を省略することができる。

(1) 応募がなかったとき又は応募者数が市民委員として募集した人数に達しなかったとき。

(2) 選考の結果、市民委員として募集した人数に達しなかったとき。

(選任等結果報告及び公表)

第11条 庶務担当部署の長は、この要綱により委員等を任命し、又は選任したときは市民委員選任等結果報告書(様式第2号)により任命し、又は選任した結果を速やかに政策イノベーション部企画経営課長に報告するものとする。

2 政策イノベーション部企画経営課長は、前項の規定により報告があった場合は、速やかに市のホームページへの掲載その他の方法によりその旨を公表するものとする。

附 則

この告示は、平成30年〇月〇日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

政策イノベーション部企画経営課長 様

所属長

市民委員選考実施報告書

下記のとおり附属機関又は懇談会等の市民委員の選考を実施しますので報告します。

記

1 附属機関又は懇談会等の名称	
2 附属機関又は懇談会等の目的及び内容	
3 市民委員の役割	
4 任期又は開催期間	年 月 日 ～ 年 月 日
5 募集人数	人
6 応募資格	
7 報酬又は謝礼	
8 開催予定回数	回

9 開催予定時期	
10 選考方法	
11 応募方法	
12 応募期間	
13 その他	
14 連絡先	(担当者 :)

様式第2号（第11条関係）

年 月 日

政策イノベーション部企画経営課長 様

所属長

市民委員選任等結果報告書

下記のとおり附属機関又は懇談会等の市民委員を任命し、又は選任しましたので報告します。

記

1 附属機関又は懇談会等の名称	
2 附属機関又は懇談会等の目的及び内容	
3 募集人数	人
4 応募人数	人
5 任命又は選任人数	人
6 任命又は選任者氏名	

7 任期又は開催期間	年 月 日 ~ 年 月 日
8 備考	
9 担当者氏名	(内線 :)